

朝み収第 112 号

令和2年6月26日

黒薺 哲哉 様

朝 霞 市 長 富 岡 勝 則

(都市建設部みどり公園課扱い)

公開質問状に対する回答について

令和2年6月9日及び6月16日付けで提出のあった公開質問状については、
別紙のとおり回答します。

1、朝霞市の所有地であり、市民のくつろぎの場所である城山公園にKDDI基地局を設置することになった経緯を時系列でご説明してください。貴殿らとKDDIはどのような関係なのでしょう。常識的にはKDDIのビジネスよりも、市民の生存権を優先すべきだと考えますが。

【回答】

令和2年4月20日に事業者から、携帯電話基地局建設のための公園占用許可申請書が市みどり公園課に提出されました。その後、同課において申請書類の確認を行い、内容の不備や書類に不足がなかったことから、令和2年4月25日付けで申請書を受理。申請内容が許可基準等に適合していることから同日付けで許可を行っております。

2、アメリカの国立環境衛生科学研究所のNTP（米国国家毒性プログラム）は、2018年、スマホなど無線通信に使われるマイクロ波と発がん性の関係について、「明らかな証拠（clear evidence）」があるとする動物実験の最終報告を公表しました。貴殿は、通信基地局で使用されるマイクロ波やミリ波による人体への影響についてどのような見解をお持ちでしょうか。

【回答】

携帯電話基地局からの電波による人体への影響については、国において電波法に基づく基準により運用が図られてきており、人体に悪影響を及ぼすことのないよう国において適切に対応されているものと認識しております。

3、総務省が定めている電波防護指針（ $1000 \mu \text{ W/cm}^2$ ）が安全だとする根拠を説明してください。ちなみにEUの推奨値は、屋内が $0.01 \mu \text{ W/cm}^2$ で屋外が $0.1 \mu \text{ W/cm}^2$ です。遺伝子毒性を考慮して、低く設定されているわけです。WHOの外郭団体である世界癌研究機関は、2011年にマイクロ波に発がんの可能性のあることを認定しています。基地局周辺で癌の発症率が想定的に高くなることを示す、疫学調査の結果も複数あります。

【回答】

携帯電話基地局からの電波による健康への影響の有無については、様々な調査研究がなされておりますが、世界保健機関（WHO）は国際的なガイドラインを下回る強さの電波により、健康に悪影響が発生する証拠はないとの見解を示しており、国が策定した電磁防護指針に示されている規制値も同ガイドライン

と同等のものであることから、人体に対する安全性は確保されているものと認識しております。

4、公園周辺の住民や通学生（基地局の設置場所は、朝霞2中の通学路）に健康被害が発生した場合、市としてどのような対策と補償をされるのでしょうか。

【回答】

朝霞市内において、携帯電話基地局が原因と思われる周辺住民からの健康被害についての連絡は承っておりません。

5、KDDIは住民に対して説明会を開いたとのことですが、公園から100メートルの距離に自宅を持つわたしは案内を受けていません。具体的に、いつ、どの住民に対して、どこで説明会を開催されたのでしょうか。説明を受けていない住民が多く、朝霞市とKDDIは、危険物の設置に関する説明義務を果たしておりません。

【回答】

総務省においては、携帯電話事業者に対し基地局を開設する際には当該基地局が国の安全基準に係る規制を遵守するものであることなどについて、説明を行うよう要請しておりますので、住民説明の個別具体的な内容につきましては事業者に対し確認をお願いします。

6、2010年にわたしが朝霞市議会に提出した「無線基地局の設置に関する条例の制定を求める請願」を、その後、どのように利用されたのでしょうか。この文書の中で、電磁波による人体影響にも十分に言及しています。原文がない場合は、再送付します。

【回答】

平成22年5月21日付けで提出されました「無線基地局の設置に関する条例の制定を求める請願」につきましては、平成23年8月25日の朝霞市議会定例会において不採択となっております。

7、朝霞市にある小学校10校を対象に、それぞれの学校の近辺（200メートル以内）にある基地局設置の状況を調査したところ次のようなデータが集まりました。

朝霞第一小学校：2局

朝霞第二小学校：1局

朝霞第三小学校：1局

朝霞第四小学校：1局

朝霞第五小学校：1局

朝霞第六小学校：2局

朝霞第七小学校：4局

朝霞第八小学校：1局

朝霞第九小学校：2局

朝霞第十小学校：0局

（2014年11月時点のデータ）

※朝霞第九小学校についていえば、KDDI基地局の直近に白百合（保育園）もある。さらに近くを高圧電線（低周波電磁波）が走っている。

こうした状況も踏まえて、貴殿らが考えておられる今後の基地局問題の対策を提示してください。条例などを定めて設置を規制したり、既存のものを撤去させる方針をお持ちでしょうか。具体的な対策を提示ください。

【回答】

携帯電話基地局については、国が法令等において健康への予防的観点からの規制を行っており、本市としてはこれらの規制を遵守して基地局の設置が行われている限り、安全性は確保されているものと考えております。